

# 生活困窮者支援制度 最新情報

## 【配信元】

厚生労働省社会・援護局地域福祉課

生活困窮者自立支援室

電話：03-5253-1111(内線 2876、2231)

FAX：03-3592-1459

E-mail：[jiritsu-model@mhlw.go.jp](mailto:jiritsu-model@mhlw.go.jp)

**No.26** (H26.8.22)

## ○ 「生活保護受給者・生活困窮者の就労の促進に関する協議会」

### の開催について

- ・平成 26 年 8 月 21 日に開催した「生活保護受給者・生活困窮者の就労の促進に関する協議会」の資料をお送りします。
- ・本会議は、来年度の新制度の施行に向け、特に生活保護受給者・生活困窮者の就労支援について、民間事業者の団体に対して、積極的な参画を要請するために開催したものです。
- ・この点について、本会議の冒頭、佐藤茂樹副大臣が「生活保護受給者や生活困窮者に対する効果的な支援を行うためには、民間事業者の協力を欠かすことはできない。この点、新しい制度をご承知いただくとともに、自治体等による支援の中で、生活保護受給者や生活困窮者が有為な人材になり得るということについてご理解いただきたい」と、官民協働による自立支援の取組への期待を述べました。
- ・その上で、「就労訓練事業、いわゆる「中間的就労」については、今後、地域でこうした場を広げていくことが急務」として、参加した各中央組織・団体に対して、就労訓練事業への理解と今後の積極的な参画を要請しました。
- ・加えて、この会議の内容は、各参加組織・団体から、地方団体等へ伝達いただくことも依頼しています。自治体の皆様におかれても、今後、地域の民間事業者に対し、積極的な働きかけを行い、それぞれの地域において具体的な連携が進むよう取組をいただきたいと存じます。
- ・なお、厚生労働省としては、本日参加していない団体とも今後、積極的に連携を図っていきます。

※ 本最新情報は、管内市区町村へ情報提供願います。